

第 2 1 回「第 7 次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：令和 2 年 7 月 2 9 日（水）

午前 1 0 時から正午まで

於：法務省 2 0 階第 1 会議室

[出席委員]（出席委員は全員オンラインにより参加）

田中座長，安富座長代理，明石委員，秋月委員，市川委員，岡部委員，奥脇委員，
口バーツ委員，高橋委員，滝澤委員，湊元委員，仁平委員，野口委員，堀内委員

[出入国在留管理庁側出席者]

佐々木長官（ ），高嶋次長（ ），佐藤審議官（ ），道井審議官（ ），石岡出入国
管理部長（ ），丸山在留管理支援部長（ ），上原総務課長（ ），近江政策課長，木
村出入国管理課長，岡本警備課長，根岸在留管理課長，平嶋在留支援課長（ ），簾内情
報分析官兼業務室長，市村情報システム管理室長（ ），本針難民認定室長，東郷外国人
施策推進室長

（注）氏名の後ろに（ ）を付した当庁側出席者は，オンラインにより参加したもの。

1 開 会

田中座長 おはようございます。

それでは，これより第 7 次出入国管理政策懇談会第 2 1 回会合を開催いたします。

本日は御多忙のところ，本懇談会に御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

今日は，議題が次第によって 1 から 6 までありますが，2，3，4，5 が議題です。

初めに，報告事項として，本年 7 月 1 4 日に関係閣僚会議で決定された外国人材の受
入れ・共生のための総合的対応策の改訂及び同月 1 7 日に閣議決定された骨太の方針等
いわゆる政府 4 決定について出入国在留管理庁から説明があり，その後に質疑応答及び
意見交換をいたします。

二つ目，議事でいうと 3 番目ですが，永住者の現状等について，こちらも出入国在留
管理庁から説明があった後，質疑応答及び意見交換をしたいと思います。

その次に，第 7 次出入国管理政策懇談会の今後の予定について，出入国在留管理庁か
ら説明があった後，質疑応答とします。

そして，最後にこの予定を踏まえて第 7 次出入国管理政策懇談会報告書の骨子案につ
いて，出入国在留管理庁から説明があった後，質疑応答及び意見交換とします。

会合の資料について，原則として全て公表したいと思っておりますが，公になっていな
い資料を会議の場で御覧いただくこともありますので，その際は公表・非公表の判断を
その都度させていただくことにしたいと思います。

今回，皆様のお手元にあります資料を御覧いただきますと，そのうちに取り扱注意と記
されているものが議題の三つ目及び四つ目の資料でございます。これについては，公に

なっていない資料でございますので、本会合の資料としては公表せずに、法務省のホームページへの掲載も差し控えることにしたいと思います。

それから、これに関連して、皆様方から御発言いただきますが、自由に御議論いただくということですので、関連する御発言部分も議事録では公表しない取扱いにしたいと思います。そういうことで御了解いただけますでしょうか。

特に御異議なしと了解いたします。この資料については取扱いに十分御注意いただきたいということをお願いいたします。

それでは、今申し上げた方針に沿って進めてまいります。

本題に入る前に、前回6月29日の第20回会合以降、出入国在留管理庁の幹部職員に異動があったので、事務局から紹介していただきます。

事務局 事務局です。

出入国在留管理庁において、前回の第20回会合後、新たに着任した幹部職員を紹介いたします。

上原総務課長です。

上原総務課長 7月14日付で総務課長を拝命しました上原です。よろしく願いいたします。

事務局 事務局からは以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

2 報告事項

田中座長 それでは、一つ目の議題である報告事項に移ります。

お手元の資料、あるいは画面に資料を出していただき、これについて東郷外国人施策推進室長から説明があります。よろしく願いします。

東郷外国人施策推進室長 おはようございます。

外国人施策推進室長の東郷です。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、報告事項について説明いたします。

資料の表紙をおめくりいただき、1ページ目を御覧ください。

こちらは、先ほど座長から御紹介がありました、7月14日に関係閣僚会議において決定された総合的対応策の令和2年度改訂の資料です。資料としては、1ページ目が主な施策、2ページに概要、3ページから49ページまでに総合的対応策の本体という構成になっています。

それぞれ大部になりますので、1ページ目の主な施策に沿って説明したいと思います。

主な施策についてですが、今回新規に盛り込んだ施策や大幅な拡充などがされた施策をまとめたものです。それぞれの施策の末尾にページ番号が書かれていますが、こちらは資料の全体のページ番号ではなく、総合的対応策の本体のページの下部中央に付されているページ番号を指すものです。

それでは、内容を上から順に説明します。

まず、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進のところですが、ここの一番上の白丸のところを御覧ください。就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援というところ。

こちらは、本年の4月に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の施策の一つとして、令和2年度の第1次補正予算で措置された施策であり、具体的には外国人や受入機関を対象とした全国における特定技能制度に関する説明会の開催、同じく全国で開催を予定しています特定技能での就労を希望する外国人と受入れを希望する機関とのマッチングイベントの開催、特定技能等に関するコールセンターの設置等です。これらの経費が先ほど申し上げた1次補正で予算措置をされ、こちらを着実に実施するという事です。

こちらを実施した上で、令和2年度だけではなく令和3年度以降も同様の取組を行っていきたいと思います。

本年度のこれらの措置ですが、現在、委託先の選定を行っており、7月15日に企画競争の公示を行っています。9月の中旬頃に委託先を決定の上、それぞれの施策を実施したいと考えています。

さらに、経済対策として措置された施策のほかに、4月20日から実施している取組があります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等をされて実習が継続困難となった技能実習生や特定技能外国人の方々の本邦での雇用を維持するために、関係省庁と連携して、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、在留資格の特定活動を付与するという、我が国での雇用維持をパッケージで支援するという取組です。

この際に、支援の対象となる技能実習生等の情報を当庁の方で迅速かつ網羅的に把握して、その情報を各分野の関係機関に情報提供する取組を行っています。

今回の取組は緊急対策ですが、特定技能外国人の円滑な受入れにも資すると考えられますので、今後、同様の形で特定技能外国人の受入れに生かせないかということで、検討していきたいと考えています。

続きまして、暮らしやすい地域社会づくりの一つ目の白丸を御覧ください。

こちらは、地方公共団体で設置いただいている一元的相談窓口の設置経費や運用経費について、外国人受入環境整備交付金によって支援していますが、地方公共団体の方から、より交付金を使いやすくするための様々な御要望を頂いております。

これまで、複数の地方公共団体がまとめて一元的相談窓口を設置する、例えば、一つの窓口を作った上でそれを共用する、持ち回りで相談窓口を設ける、加えて相談員の方が地方公共団体を巡回するといった場合でも交付金の対象範囲に認める形で見直しを行ってきたところですが、更に使い勝手の良い交付金にできないかという御要望がございますので、その見直しを検討していきたいというものです。

続きまして、暮らしやすい地域社会づくりの二つ目の白丸ですが、これまでの総合的対応策で「外国人共生センター」という仮称で呼ばれていたものですが、名前が「外国人在留支援センター」となりまして、7月6日から開設されています。こちらで地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施したいと考えていて、予算措置の要求等を今後していきたいと考えています。

三つ目の白丸ですが、やさしい日本語の活用に関するガイドラインについて、これは当庁の方で現在、有識者の先生方の御意見を聞きつつ策定を進めているところですが、近日中に策定が終わり、公表することを予定しています。

この普及を図るため、地方公共団体などの職員を対象とした研修等を行うことによって、やさしい日本語の普及に努めてまいりたいと思います。

続きまして、三つ目の施策である日本語教育の充実と外国人の子供に係る対策を御覧ください。

施策がたくさん並んでいますが、多くが文部科学省又は文化庁の施策になっています。日本語教育や外国人の子供に係る対策というのは非常に重要だと当庁も考えており、今回特に力を入れて関係省庁と協議をしてきたところです。

特に紹介したいのは、まず日本語教育の充実のところで、3番目の白丸のところを御覧いただきたいのですが、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備です。こちらは、日本語教育機関で日本語を教えていらっしゃる先生方の社会的地位の向上、ひいては教育の質の向上を図るために、新たな資格を設けるというものであり、文部科学省及び文化庁の方で検討を進めております。早ければ来年、法案の提出を行うと聞いています。

続いて、外国人の子供に係る対策の一つ目の白丸を御覧いただきたいのですが、こちらに幼児教育・保育の無償化等についての積極広報の実施とあります。幼児教育・保育の無償化制度ですが、昨年10月に導入された制度であり、外国人の方にも適用がされます。これは、地方入管等で積極的に広報することによって、外国人の方によく知ってもらい、御自分のお子さんを幼稚園や保育園に行かせていただく。それによって、日本人のお子さんとのコミュニケーションを取ってもらうことにより、小学校・中学校以降の教育を円滑に行えるよう実施したいと考えています。

さらに、その外国人の子供に係る対策の四つ目の一番下の白丸ですが、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等という項目があります。文部科学省が昨年実施した調査の結果によると、約2万人の外国人のお子さんが学校に通っていないとの結果が出ています。これについて改善を図るために、文部科学省において、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針の策定を行いました。その中で学齢簿をもって就学の促進を行うということになっていますが、現在、必ずしも外国人のお子さんについてはこの学齢簿が作られていない状況があり、それが就学の促進が難しい一つの原因ではないかということがあるので、この学齢簿において外国人のお子さんについても一体的に管理・把握していただくことを地方公共団体に働きかけていく形で進めていきたいと考えています。

さらに、一番下の在留資格手続の円滑化・迅速化等です。こちらについては、当庁の施策が並んでいますが、特に一つ、御説明を申し上げます。

一番上の白丸を御覧ください。在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大です。

現在、オンライン申請の手続は、上場企業、大学等の職員の方がまず当庁に利用の申出をしていただき、それに対して、当庁が承認をします。次に、その職員が、所属する外国人の方に代わって、外国人の方の依頼を受けて、オンライン申請をする仕組みになっていますが、その所属機関について、対象となる所属機関の拡大を図るとともに、外国人の方御本人からオンライン申請を行っていただくことについても検討を進めたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症防止対策にも関連しますが、東京入管等、当庁の施設にお

いて、申請者等の方が多くいらっやって混雑したこともありましたが、入管に来庁しなくても手続きが可能になる取組を進めていきたいと思いをします。

以上で、総合的対応策の説明は終わります。

続きまして、50ページを御覧ください。

50ページは、先ほど座長からも御紹介いただきましたように、7月17日に閣議決定された四つの重要な政府文書についてです。経済財政運営と改革の基本方針2020、これはいわゆる骨太の方針と呼ばれる文書です。更に、規制改革実施計画、成長戦略フォローアップ、まち・ひと・しごと創生基本方針2020という以上四つの文書です。いずれも政府の重要な方針について定める文書です。

これらの文書の中に、当庁に関係する取組が記載されています。それを取りまとめたのがこちらの文書になります。内容については、事前説明の際にも説明をしていますので、今回は時間の都合により割愛させていただきます。

以上で、私からの報告事項に関する説明は終わります。御静聴ありがとうございました。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の東郷室長の説明について、委員の皆様方から御質問や御意見があれば承りたいと思いをします。事務局からの説明のように、挙手機能を使用するか、あるいはそれがなければ画面を見えるようにしていただき、発言を始めていただければ結構です。

では、湊元委員からお願いします。

湊元委員

御説明ありがとうございました。外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について、外国人材を適正に受け入れて共生社会の実現を図り、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現のために、様々な角度から支援策、体制を構築していただいていることに感謝いたします。

しかしながら、現状において最大の課題はやはり新型コロナウイルスへの対応ではないかと認識しています。御報告でもありましたとおり、新型コロナウイルスの影響によって解雇等されて実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施と各分野特有の就労状況を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施に関して、商工会議所としても優先度が高い取組であると考えています。

今後も、中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい、外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるために、各分野特有の状況等を考慮の上、マッチングイベント等を積極的に展開していただきたいと思っています。

また、実施に当たっては、PDCAを回して改善、質の向上を図っていくことをお願いしたいと思います。商工会議所としても、人材活躍解説ブックというのを作っていますので、これを活用して、更に理解促進を図っていききたいと思います。

特定技能の受入れ分野の追加候補として現在3分野が検討されているとのことですが、コロナの影響を見つつ、人手不足解消と業界の健全な発展の両輪の視点を持って、スピードを上げた取組を是非ともお願いしたいと思います。

また、この3分野に関して、技能実習への移行を検討される際には、技能実習本来の目的に合致する受入れ体制を構築した上で進めてほしいと思っています。

なお、今般の総合的対応策に記載はありませんが、外国人の入国制限について、日本が徐々に正常化に向け動き始め、今後安心して経済活動を推進していく中で、ビジネス上の渡航や外国人材の受入れ再開は不可欠であると思っています。外国人材受入れ等をはじめ、経済活動を円滑に行っていく上でのインフラとしてのPCR検査体制、これを抜本的に拡充していくことが大変重要です。貴庁におかれましても、関係省庁と連携し、積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、御報告いただいた経済財政運営と改革の基本方針2020、規制改革実施計画、成長戦略フォローアップ、まち・ひと・しごと創生基本方針2020に関し、御説明いただいたことに全く異論はありません。スピード感を持って実行していただきたいと思います。

以上、意見を申し上げます。

田中座長 どうもありがとうございました。

ほかにもまだ手が挙がっている方がいますので、皆さんの発言を伺った後、東郷室長から回答をお願いします。

次は滝澤先生。

滝澤委員 おはようございます。滝澤です。2点、質問があります。

一つは、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策における「各界の声を聴く」という中に、外国人の声を聴く仕組みづくりとあります。これは非常に大切なことだと思いますが、具体的にどのような人からどのような方法で声を聴いているのか教えていただければと思います。

二つ目は、新しいシステムとして、IT技術の利用が進んでいることはとても素晴らしいことだと思いますが、中でも翻訳サービスについては、このところ急速に自動翻訳なり通訳の技術が進んでいます。もしかしたら数年内にいわゆる通訳人は要らなくなるのではないかという気もしますが、これについての進捗状況を教えていただければと思います。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

高橋委員と市川委員は御質問、コメントはありますか。

それでは高橋委員、お願いします。

高橋委員 ありがとうございます。

政策の中身というよりは、省庁としての取組についてのお願いですが、政府4決定の中にも業務のデジタル化と書面押印、対面の徹底的な見直しという内容が記載されています。業務の中にオンラインによる在留申請手続等の拡大も入っていますが、外国人の場合は押印の習慣もないわけですから、業務を徹底してデジタル化、オンライン化を進めていくことをやっていただきたいと思います。

オンラインとそうでないものが併存していると非常に業務の手間がかかるので、原則オンラインにしていくというような形で業務改革をやっていくことが、効率化につながるのではないかとということで、是非ともそのような方向で進めていただきたいというお願いです。

以上です。

田中座長 次は、仁平委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

仁平委員 意見と質問が一つずつあります。

特定技能の受入れ分野の追加については、国民の理解と納得を得ることが不可欠だと考えており、その観点から業務所管の省庁や業界団体に説明責任を委ねるのではなく、検討に当たっての追加プロセスの透明性を是非確保していただきたいと思います。

人手不足の状況についても、現下このような雇用情勢においては、まず国内人材の確保と処遇の改善に取り組むべきではないかというのが意見です。

次に質問が1点あり、特定技能制度は施行2年後の見直し規定が設けられていますが、この見直しのスケジュール感、検討の場はどこでやるのか、どういった方が参画するのか、更には見直しの在り方について、現状、どのような考えを御持ちなのかお伺いできればと思います。

以上です。

田中座長 それでは、明石委員、お願いいたします。

明石委員 御説明ありがとうございます。明石です。

まず、今回報告いただいた総合的対応策の範囲が一層拡大している、具体化している様子に喜ばしく思っています。短いコメントが一つありまして、総合的対応策の概要の左上、1の1番の(1)にある「『国民の声』を聴く会」についてです。私の知っている範囲では、昨年6回程度開催され、その内容は充実したものでありまして、また国民の声とはありますが、先ほどの滝澤委員からの質問の内容にも関係しますが、実際には技能実習生など日本在住の外国出身者を含む多様な関係者から意見を集めていたと理解をしています。

概要にも、今後共生施策の企画と立案に適切に反映させていくという文面があります。当事者を含む多様なステークホルダーとの意見交換の場は、地味かもしれませんが非常に重要ですので、こうした場の恒常化、制度化に向けて引き続き積極的に取り組んでいただきたいというのがお願いです。

以上です。ありがとうございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、市川委員、お願いできますか。

市川委員 市川です。コメント、意見だけ3件申し上げます。

外国人の受入れ・共生のための総合的対応策の中のマッチングの関係ですが、現在、コロナの関係で業種ごとの労働需給というのは極端に偏っていると感じていまして、この状況の中で特定技能であったり、場合によっては技能実習について、分野それから業種を余り厳格に塞いでしまうと、需給関係等の中ではじかれてしまう労働者が非常に多くなってしまうのではないかとと思うので、現時点に限って言えば、その辺り、合理的な範囲内で分野・業種の枠というのをある程度柔軟にまたぐことが可能になるようなことも考えていただくと良いのではないかと思います。

これは技能実習を固定的に長期運用していくということを前提としてはいませんが、今の状態では必要なことと思います。

それから、2点目に外国人在留支援センターと外国人受入環境整備交付金についてで

す。弁護士会としてもこの支援センター，それから整備交付金による地方の外国人支援について，積極的に協力をするべきだと考えていまして，在留支援センターには法テラスに弁護士が非常勤で勤務するというような形で協力していますが，そのほかの自治体でも弁護士会といろいろ対応しながら法的な面での支援というのを是非進めていただきたいと思います。

それから，3点目，日本語教育の関係では，今回学齢簿の作成の指針を全国に出して，一律に登録されるようにしたというのは大変すばらしい成果だと私も考えていまして，是非これを実効的に進めて2万人の不就学がなくなるような体制をつくっていただきたいと思います。

成人の日本語教育の充実に関して，これも政治の場において，日本語教育充実に取り組んでいただいていると思います，かなり進んでいる状況とは思いますが，財政的な裏付けを持って各地での日本語教室設置に支援を是非していただきたいと思います。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

私の把握している限りでは，今までが御発言の意向のあった方ですが，ほかにいらっしゃいますか。よろしいですか。

幾つか質問がありましたので，東郷室長から答えられるものについては答えていただき，それ以外のコメントについても更に反応があればお願いします。

東郷外国人施策推進室長 ありがとうございました。委員の皆様から貴重な御意見，御質問をいただき，大変感謝申し上げます。

まず，湊元先生からコメントを頂いたマッチングの関係ですが，P D C Aサイクルを回すということについて，総合的対応策にも書いてあるとおり，これらの取組について，その実施状況等を確認し，それを踏まえて来年度以降，同様の取組について検討していくという形にして，単に行うだけではなく，その実施状況も踏まえた形でしっかり進めていきたいと考えています。

分野追加についてもお話があったかと思いますが，分野追加のプロセスについては，まず所管省庁で業界からの御要望を踏まえて整理していただいております。先ほど仁平先生からもお話がありましたように，まず生産性の向上，国内人材の確保の取組をした上で，更に人手不足である業界の方に外国人材を受け入れることによってその業界が健全な発展をしていくことを所管省庁で整理した上で，法務省の方に申し出いただいた後，厚労省，外務省，警察庁等の制度所管省庁の中でしっかりと検討して，その上で分野追加を行うというプロセスになっています。

仁平先生からのプロセスの透明性のお話にもありましたが，これに関連する生産性の向上や国内人材の確保の取組等は，分野追加をすることが決まった後に作成される分野別の運用方針に明記することになっていますので，それによって検討状況等について公表をする形になります。

そして，現在の入国の制限の受入れ再開のお話ですが，段階的に今後検討を進めていくとなっております，これについては，入管庁だけではなく，政府全体として検討していくことになっていますので，御理解いただければと思います。

あと，滝澤先生から御質問のありました外国人の声を聴く仕組みについてですが，こ

これは明石先生からお話があったように、「『国民の声』を聴く会」があり、そこで各界の皆様からお声をお聞きするという形です。これについては、先ほど、明石先生からお話があったように、昨年6回開催をしていますが、今後はより柔軟な開催方式、入管庁に集まっただいて開催する会議形式の開催のみならず、例えば技能実習生や特定技能外国人の方のところにこちらの方からしかるべき者が伺ってお話をお聞きする、コミュニティリーダーの方にこちらからお話を伺う、このような様々な方法で対応していきたいと考えています。

さらに、滝澤先生から、IT技術、翻訳サービスのお話がありましたが、こちらについては、総合的対応策にも総務省の取組として翻訳技術についての取組が掲載されています。施策番号の50、ページで言いますと総合的対応策本体の13ページ等に状況が記載されています。

加えて、通訳の関係ですが、先ほど申し上げたように外国人在留支援センターの方で地方自治体における通訳の支援を行っていききたいと考えています。

そして、高橋先生から御指摘があった対面の見直し、申請手続等を原則オンラインにすべきではないかという御意見については、今後も積極的にオンライン化を進めていきたいと考えています。

また、仁平先生から御質問のあった特定技能制度に係る2年後の見直しですが、スケジュールと検討の場、どういう方向で進めていくかという今後の在り方について、現在、庁内で検討しているところであり、この場で回答することは困難でございます。また改めて御説明をする場があるかと思しますので、それまでお待ちいただければと思います。

最後に、市川先生から様々なコメントを頂いていますが、日本弁護士連合会をはじめとして関係の皆様と協力し、外国人在留支援センターだけではなくて入管庁としても協力して、外国人共生社会の実現について努力していきたいと考えています。特に日本語教育については、先ほど私の説明の中でも重要だということは申し述べましたとおり、文部科学省、文化庁と更に連携を強めて、施策を推進していきたいと思います。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

今の御説明を受けて更にフォローアップの質問等はございますか。

仁平委員、どうぞ。

仁平委員 どうもありがとうございました。

室長から今後特定技能の見直しの在り方については検討していくということですので、承知をいたしました。

これに関連してコメントをさせていただきます。個別の制度ごとの受入れの在り方だけではなく、全体としてどのような技能、技術を持つ外国人を受け入れて、どの分野で活躍していただくことが日本の産業やイノベーションの発展につながるのかといったグランドデザインを外国人労働者政策として考えていく必要があるのではないかと考えています。よろしくお願いたします。

田中座長 どうもありがとうございました。

私から一言だけ、先ほど湊元委員からの今後の入国制限を緩和していった場合についての御指摘がありましたが、これに対して東郷室長からは、「政府全体として行ってい

くこと」という回答がありました。正にそのとおりだと私も思っておりますが、その際、ビジネス関係だけでなく、留学生の入国についても日本国政府全体として重点的にやってもらえればと思っておりますので、そのことだけ申し上げておきたいと思っております。

3 永住者の現状等について

田中座長 それでは、次の議題「永住者の現状等について」に移りたいと思っております。

お手元の資料に基づいて、根岸在留管理課長から御説明がありますので、根岸課長、よろしく申し上げます。

根岸在留管理課長 在留管理課長の根岸です。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議題2と右肩に記載した資料である「永住者の現状等について」を御覧ください。

表紙をめくっていただいて、まず永住者数の推移等を書いています。永住者については、以前にもこの会議で御説明申し上げていますので、直近のところに絞って御説明をさせていただきます。在留外国人数のうち、永住者の占める割合などを真ん中の表で記載しており、直近の令和元年末の在留外国人数ですと、全体が293万人で、そのうち79万人が永住者であります。特別永住者は別枠で31万人ほどいらっしゃいます。

一般の永住者については、全体の在留者数の約27%を占めているということになっています。

下の表は、永住許可をどのくらいしているかということですが、この処理総数のうちの許可というところを見ていただきますと、平成30年の統計で許可が3万1,500件ぐらいということでありまして。昨年の統計は取りまとめているところですので速報値になりますが、概数を申し上げますと、令和元年は処理総数が約5万7,000件、許可は約3万2,000件、不許可が約2万2,000件になりそうでありまして。許可率でいうと約57%になるのではないかと見ています。そういう意味では、この辺は若干凹凸がありますが、許可件数と不許可件数を足せば、おおむね5万ちょっとぐらいの数の申請があり、3万ちょっとぐらいの許可を続けてきているというのがこのところの状況であります。

1枚資料をめくっていただいて、2ページ目に国籍別の内訳を記載しています。一番多いのが中国で、全体の約35%を占めています。次がフィリピンで約17%と続いております。

もう1枚めくっていただくと、3ページ目に永住許可に関するガイドラインがございます。法律上は素行善良ですとか独立生計能力があること、その人の永住が日本国の利益に合することということを要件にしておりますが、それは具体的にどういうことかという予見可能性を高めるという観点でガイドラインとして公表をしてきております。

このうちの赤字で記載した部分が昨年5月に改定をした部分でございます。国益要件、日本国の利益に合すると考えるものの一つの考え方として、10年以上在留しているというのを基本にしています。日本人の配偶者の方ですとか定住者の方などはそれを更に短くしておりますけれども、10年在留という中で、技能実習や新しくできた特定技能の1号、これの期間は就労資格としての5年という中からは除きますということを明記いたしました。技能実習はそれ以前からあった在留資格なのですが、日本に在留しても

最長5年間ということで、10年を満たしませんので、あえて書く必要もなかったのですが、特定技能もできたという関係でこの辺を明記いたしました。

それから、国益要件の中のイというところで、公的義務をしっかりと履行しているということですが、この公的義務というのが一体何なのかということも明記いたしました。納税、あるいは公的年金、公的医療保険の保険料納付、それから入管法上の届出等の義務を適切に果たしているということも明記いたしました。基本的には明確化でありまして、何か新しい要件を追加したというものではございません。

もう1枚資料をめくっていただきまして、4ページ目に昨年実施いたしました永住者に関する世論調査の結果の概略を記載しています。これは内閣府の方で実施いただいたものです。

まず日本の永住者が多いと思うかということですが、これは数字などをお示した上でお聞きをしたものです。多い、あるいはどちらかといえば多いという方を合わせて38%、適当だという方が30%弱、少ないという方が18.6%となっています。

永住を許可する際にどういう要件が必要だろうかということについては、犯罪歴がないことですか、先ほども出たような公的義務を履行しているような方、社会保険料を納めている方などの答えが多くなっています。

それから、右上の3のところに移りますが、今の永住許可の制度ですと、例えば退去強制の事由に該当する場合には退去強制になったりというのはあります。最初から虚偽の申請をした、そういう場合は在留資格の取消しというのがありますけれども、先ほどガイドラインでお示したような許可の要件、これを後から満たさなくなったという方については、永住者の立場がなくなるということは、今の制度ではありません。ほかの在留資格であれば、在留期間がありますので、次の期間更新のときに要件を満たさなければ不許可ということがあり得るのですが、永住者は在留期限がありませんので、後で状況が変わっても在留資格上の立場は変わらない。そういう点について、言わば在留期間に制限があるような普通の在留資格と同じような立場に変更するような制度を設けることについて賛成か反対かということも聞いたものです。賛成の方が約75%ということも多くなっています。

仮にその取消し制度を設けるとしたらどういう場合が必要でしょうかということについては、おおむね許可のときに必要な要件で答えられたものと同じようなもの、犯罪歴ですとか税や社会保険料など、そういうようなものが多くなっていますので、許可要件と同じようなところを重視されているということだろうとっております。

もう1枚めくった5ページ目は、そのほかいろいろ寄せられている御意見です。先ほど申し上げたガイドラインの改定の際のパブリックコメントのときに寄せられた御意見で、永住許可要件は緩和すべきだというような御意見も頂いています。あるいは公的義務を履行しないからということで一律に排除することはいけないのではないかとか、事情がいろいろある場合があるのではないかとというような御意見。あるいは、手続きが煩雑なので書類を簡素化できないかなどといった御意見を頂いております。

それから、自治体の方からは、税や社会保険についての御意見を頂いています。国民健康保険料などの納付については、永住許可のときに必要なもので、そのときになってまとめて納付するが、許可後に払わなくなったというような方もいらっしゃるようです。

で、永住許可後も履行を確認すべきではないかというような御意見を頂いています。

そのほか、法改正のときの附帯決議などでも厳格な審査ということ触れられています。入管庁としては、こういった点も踏まえて、今後の在り方について検討してまいりたいと思っております。

話題変わりますが、資料をもう1枚めくっていただくと、今の永住の話とは直接関係ないのですが、2年前の7月から日系四世の受入れ制度が始まり、ちょうど2年を経過いたしましたので、この制度の実施状況について、御報告申し上げたいと思います。

この日系四世も以前にこの政策懇談会で御報告申し上げたことがあります。予算委員会での答弁において、四世の皆さんにどういう対応ができるか前向きに検討していきたいというような総理からの発言もありまして、これを踏まえて法務省で検討してつくった制度であります。

次の7ページにそれまでの制度の典型例を書いております。日系の1代目が日本人だとしますと、第2世代、二世の方が日本人の配偶者等、日本人の子供に当たります。三世の方、これは定住者で従来から受け入れておりました。四世については、従来の制度では三世の方の扶養を受ける未成年・未婚の実子、子供として一緒に来た人は受け入れていますが、四世が単独で日本に来る場合に受け入れる在留資格がないという状況でありました。

それについて、平成30年7月から開始した新しい制度の概要が、6ページの真ん中に書いてあります。飽くまでもこれは三世のような定住者として認めるということではなくて、日本文化を習得する活動等を通じて日本を理解していただいて、日本と現地の日系社会との結びつきを強めるかけ橋になる人材になっていただくという趣旨で、日本語要件を課すなどいたしまして、通算5年間の在留を認めるとしたもので、その間の就労も可能という制度にしております。期間限定ですので、家族の帯同は認めていないというのが現状の制度になっています。

こういう形で始めましたが、2年たって、速報値ではありますが、在留資格認定証明書を交付した件数が7月15日現在で106件、実際に既に入国されている方が86名ということで、余り多くはなっていないというのが現状でございます。当面の現状の御報告でありました。

私の方からは以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、また委員の皆様方から御質問や御意見を承りたいと思います。先ほどと同じように手を挙げていただくか、あるいは手を挙げる機能がない場合は、カメラをオンにさせていただいて、顔を出していただければと思います。

それでは、最初にロバーツ先生。

ロバーツ委員 ロバーツでございます。おはようございます。

永住者の現状について、コメントを述べさせていただきます。

4点ございます。まず、永住者はどういう存在の方なのか考慮する必要があるということです。永住権を持っている方は、厳格なスクリーニングを経て永住権を取得した人ばかりで、生活保護を当てにして永住権申請はしていません。申請した時に、普通は5年間若しくは10年間滞在し、全ての税金を払い続けてきた人ばかりで、日本という国

に投資した人たちです。

2番目に、永住権取得者は、長い年数を経て国に税金を納めているので、切羽詰まってしょうがないときに生活保護制度を申請するのは当然だということです。

3番目ですが、永住権取得者はこの国に大変大きな貢献をした、国にとって大事な存在です。だからこそ、大事な存在として扱った方が適当ではないかということです。うまくいく時だけ歓迎をして、彼らの仕事の成果の一部を奪い取り、厄介者になった時に永住の身分を取り消して追い出すのは、今の入国管理の方向性に反するスタンスだと思うし、不親切です。

4番目ですけれども、そういう厳しい政策を決定する前に、少なくとも根拠のデータを見せる必要があります。例えば割合、今の段階で永住者のうち何%が生活保護をもらっているのか。それから期間、どのぐらいの年月もらっているのかなど、つまり、国にとって経済的に大きな負担だということを示さない限り、こういう政策を設定するのはおかしいです。

以上です。ありがとうございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

この件について、市川委員からは書面でコメントが出ていますが、取りあえずはほかの委員の皆さんからの御発言を伺って、その後で市川委員にお願いしたいと思っています。

それでは、堀内委員、どうぞ。

堀内委員 ありがとうございます。

まず永住許可の件について申し上げたいと思います。今、具体御説明いただきましたけれども、永住許可後に公的義務を履行していない等の一定の状況が発生した場合に、永住者の在留資格の取消しがあり得るということを検討するということは、一定の合理性があるのではないかと考えております。

一方で、我が国の経済社会に貢献していただいている外国人の方に定住していただくという観点からは、現在の永住要件となっている引き続き10年以上在留しているといった要件は非常に厳しいのではないかと考えております。仮に永住権の取得後も要件を満たすことを求めるという制度を導入されるのであれば、ほかの先進国等と同様に、例えば5年程度の在留で永住を認めるといった方策も取られてもよろしいのではないかと考えております。

規制の強化を一方的に行うということではなくて、適正に在留されている外国人の方が恩恵を受けられるようなバランスの取れた制度を検討いただければ有り難いと思っております。

それから、日系人の方の件でございますけれども、定住の在留資格が創設されました1990年の当時と現在とでは、社会経済情勢も大きく変わっておりますので、二世、三世の方々の受入れとは制度が異なるというのは致し方ないと思っております。

他方で、日系四世の方々の受入れを進める目的が、日本と各地の日系社会の結びつきを強めていくというかけ橋になるような人材を育成するということでございましたら、例えば、奨学金等とセットにした施策も検討されてもよろしいのではないかと考えますし、今後、世代がどんどん進んでいく中で、日系の方々との関係をしっかり強めていく

ということであれば、多様な受入れ方を考えていただければ有り難いと思います。

また、ターゲットとなる受入れの対象の皆様が、どの地域の方々なのかによっても施策はそれぞれ異なってくるのではないかと思いますので、もう少しきめ細かい議論をまた進めていただければと思います。

以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、野口委員。

野口委員 ありがとうございます。一橋大学の野口でございます。

今日、先ほど御説明を頂いた資料の4ページ、5ページに関連して、一つ御質問をさせていただきたいと思っております。4ページには世論調査のデータ、5ページにはパブコメの結果について御紹介を頂いておりますが、その前提として、我々は永住者についての制度や実態や状況などを十分に把握できているのかどうかという点をお伺いしたいと思います。

質問の形に変えると、これらの情報は十分に社会に向けて提供されているのでしょうかということです。先ほど、ロバーツ先生のお話にもありましたように、必ずしも我々は定住者の方々の実際の生活や状況、制度について正確に理解し切れていない部分が残っているのではないかとという点に不安を覚えます。

もしこのような情報提供が十分でないとすれば、制度改革をするに当たって正しい方向には向かわないでしょうし、また逆に申しますと、定住者の方のいろいろなデータに基づいた実情などが我々の中で共有されていけば、我々が定住者というステータスで日本で生活をされている方の理解を深めることもできますし、それが真の意味での共生につながっていくとも考えられますので、この点についてどういう方が日本でどういうふうに生活をされているのかという碎いたレベルで、個人情報なので可能な部分と可能ではない部分とはあると思うのですけれども、理解を深めるための施策としてどういうことを今されているのかお伺いできたらと思いました。

以上です。ありがとうございました。

田中座長 それでは、引き続いて岡部委員。

岡部委員 ありがとうございます。

私も、先ほどから何人かの先生がおっしゃっているのと同様に、永住権の在り方について、意見と質問がございます。

まず、永住許可の在り方については、そもそもその目的が何かという点に照らしたより本質的な議論が必要だと思えます。さきの会合で1度か2度永住権についてこの出入国管理の懇談会でも議論になっていたと記憶しておりますが、その際はたしか永住許可を持っていながら日本に住んでいない人々について、そういう人の問題をどういう問題をとって捉えるかという話がメインだったように思います。

そのことに制限して言うならば、この問題はむしろ日本のパスポートの付加価値の問題であると考えます。つまり、日本国籍という言わば紙の上のシチズンシップを取得することで日本在住とは別の目的を果たそうとする人がいるのではないかと、そういった問題だったように認識しています。これは、優秀な人材を日本に引き止めておくことができないという点において、むしろ日本の国にとっての問題であって、日本の移民

の統合を含めた経済成長戦略，社会成長戦略をどういうふうに見直さなければいけないかという問題だと思いますので，そういった点に照らし合わせると，そういった人々に対しても永住権を剥奪するという事はむしろ逆効果ではないかと思います。

それから，永住権を取得した後に例えば経済的な困窮に至って要件が満たされないという人々についても，これは通常の日本人であっても，景気が悪化したときに失業の憂き目に遭う人は多い中で，これは各国のどの国のデータでも示していることですが，通常の国民に比べて外国人の失業率は常に高いわけです。そうすると彼らはより脆弱な環境に置かれるということを考えると，やはりそこで厳しい要件を課すというのはいかかなものかと思います。

それから，もう1点，技能実習を永住権の案件に含めないということで，その理由は就労資格でないという理由そのものは理解できるのですが，そうであるならば，なおさら技能実習制度を実質的な雇用制度として捉えられがちな制度であるので，当該制度の曖昧さというものを改善して，例えば特定技能への移行をスムーズに行うとか，以前から申し上げていますが，技能実習制度については給与を伴うような形にしない本質的な実習制度にするというような改革に進んでくれれば有り難いと思います。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

続いて明石委員。

明石委員 お時間いただきありがとうございます。明石です。

私自身は，永住許可を甘くすべきとか増やすべきとかという立場ではなくて，その要件が過度に緩いとかハードルが低く過ぎるというのであれば，それこそが問題なのだろうと思っております。

一方で，資料の4ページにある永住者に関して実施された昨年の世論調査の結果に注目しますと，平均的な国民意識とさほど大きく離れたものではないのだろうとは思いますが，調査自体の質問構成などを見ると一部誘導的な性質があるということが否めなくもないですし，そのような批判も当時あったわけですね。例えば右下の4の部分ですが，ある種の犯罪が退去強制の要件を構成するというのは，普通の方は知らないのではないかと思います。その前提で言いますと，現行の制度では永住を一旦許可したら重大な犯罪に手を染めても日本にいられることができる，それはとんでもない話だという誤解の下に，一層厳格化すべきだという方向におのずと思考が働くのではないかと思います。

実際，永住許可それ自体は，政策判断，行政判断による要件の見直しでガイドラインを変更せずともハードルの上げ下げを可能にしているわけですし，今すべきことは，永住者の内訳あるいはその属性についての検討も必要でしょうけれども，現行の永住許可の仕組みや運用がホスト社会の全体的な利益というか，ガイドライン上の国益に当たるのかもしれませんが，その国益にとって妥当なセレクションメカニズムとして機能しているのかどうかの検証だろうと思います。

永住者の在留資格の取消しにつきましては，ロバーツ先生，それから意見を出されている市川先生，それから先ほど御発言があった岡部先生が示されている懸念について私も同意するものです。

以上です。ありがとうございます。

田中座長 それでは、続いて滝澤先生。

滝澤委員 ありがとうございます。滝澤です。4点ほど、質問をさせていただきます。

1点目は、資料2ページの永住者数の推移ですけれども、ここでは帰化の数をどのように処理されているのでしょうか。毎年多分1万人ぐらいが帰化して日本人になっているということがこの表の中でどのように反映されているのかということです。

2点目の質問は、永住許可については入管庁が行っている、一方で、帰化許可については民事局が行っていると理解しておりますけれども、この二つの組織間で永住許可の要件、それから帰化許可の要件についての何らかの調整なり、すり合わせがあるかどうかということです。時々、入管局による永住許可よりも民事局による帰化許可の方が簡単であるということをお聞きします。法務省内部の二つの局がどういう形でこの二つの要件について調整しておられるのかについてお尋ねしたいと思います。

それから、3点目は、この世論調査のことでいろいろな問題があるということです。難民についての世論調査についても誘導的な色彩の強い質問があったということで疑問が出ているところ、今回の永住者についても非常に「規則を守るべき」といったことが前面に出た質問が多く、どちらかというに入管庁の発想が強く出ているのではないかなというような疑問も出てきます。

今、非常に重要になっているのが外国人労働者の問題ですが、同じような世論調査を外国人労働者の受入れについて行われているのでしょうか。技能実習生や特定技能の労働者についての態度、意見について、世論調査は行われているのか、またはされる予定があるのかということをお尋ねしたいと思います。

最後に、日系四世についてコメントしますが、この制度の趣旨がはっきりしない。総理がおっしゃるには「おじいちゃんおばあちゃんたちが話をしているのを聞いたら日本に行ってみたくて強い憧れがある」ということで始まったと理解しておりますけれども、これについてどの程度、本当に「当事者の声」なり要請があるのか、ブラジル等で若い人たちに調査をしたのか、という疑問を抱きます。なぜそういうことをお聞きするかといいますと、入国者数が86名しかいない。これは政策としては明らかに失敗ではないか。4,000人の枠なのに86人しか来なかった、というのはあまりにも低い。となると、そもそもの制度、趣旨がどこかで間違っているのではないかと考えるわけです。もしかしたら、本音は労働者の受入れにあるのではないかと、そういう疑念を持つわけです。

ですので、この制度についてはもう一度何のためにやるのか、なぜ血のつながりがそれほど重要なのか、外国人労働者の受入れとの関係等について改めて見直す必要があると思います。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、仁平委員。

仁平委員 連合の仁平です。ありがとうございます。日系四世の受入れ制度について質問です。

日系四世受入れ制度については、利用が低調であるというお話を聞いたことがあるの

ですが、入管庁として個人又は団体の受入れサポーターがどれくらいの数いるのかということについて把握していれば教えていただきたいと思います。

日系四世の受入れ制度、これは働きながら日本の文化や日本語を学ぶという趣旨だと理解しておりますが、その趣旨に沿ってサポーターによる支援がきちんと実態として行われているのか。更には、サポーターによる支援というのは無償で行われる必要があると思いますが、不当に費用を請求されるような事例はないのかなど、実態を入管庁としてもきちっと把握をして、問題があれば適正に是正していくようなことを考えるべきではないかということでございます。それも含めて実態をどれくらい把握されているのか教えてください。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

そうすると、奥脇先生。

奥脇委員 ありがとうございます。奥脇でございます。

永住者の問題について、1枚目の許可率の問題ですが、平成26年から平成30年まで徐々に許可率が下がっている。徐々にというか、かなり下がっていると思いますが、御説明では平成28年以降、公的義務の審査を厳しくしたというようなことがあったと思うのですが、特にそれで日系人家族の申請・再申請が増えてきている。それで下がってくると、こういうようなことなのかなと思っていましたが、そのほかにどういう理由で許可率が下がってきているかということ、もし資料があったらお教えいただきたいと思います。

それからもう1点は、日系四世の問題ですが、この日系四世の制度の趣旨というのが、基本的にはここにも書かれているように日本文化を習得する活動を通じて、日本に対する理解や関心を深め、これを母国に戻って広げてもらいたい、こういうような趣旨だろうと思うのですが、これは先ほどお話あったように、4,000人の枠に対して極めて少ない。これは何か広報不足というよりは趣旨がおかしいのではないかと考えてしまいます。つまり、こういう日本文化に関心を持つ外国人は日系人に限らず非常に多くいて、そういう人たちは来たいと思うわけです。来日して、2年3年はそういう習得の機会を与えればいいわけですが、しかしそうするには在留許可がもたない。つまり、そういう方を審査して在留期間を長く認めてあげて、その間労働できるようにするというような日系四世含めた日系四世に限らないという制度を別途つくった方がいいのではないかと、こういう感じがしています。その点についてお考えを聞かせていただきたい。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、大変長らくお待たせしましたけれども、市川委員、この書面で出されていることを要約するなり、あるいは追加的にコメントがあればお願いします。

市川委員 書面で出してありますので長くは申し上げませんが、ほかの弁護士にも聞いた感覚としては、去年もガイドラインの改定があって、疎明資料としても過去の納税証明書の提出とか保険料の納付状況の資料の提出というようなことも求められていることと、あと永住申請をきっかけにかなり過去のデータを丁寧に調べられて、入国時の問題が明らかになって在留資格を取り消されるということも結構最近はあると聞いておりますので、そういう関係で、先ほどの奥脇先生があったような現状の許可率が下がって

ることとの関係で、今運用がどれくらい厳しくなっているかということも吟味していく必要があると思っております。

それから、日本語要件のことですけれども、これも海外ではそういう条件を付ける場合もあるので、政策判断としてあり得ないことではないとは思いますが、企業でも、今日本語が必ずしも必要でないようなビジネスというのがありますし、あと、日本語要件を課していく、語学要件を課していくという場合には、国として日本語教育にきちんと力を入れて、成人がシステムとして日本語を習得できるような体系ができていくということが一つ前提条件になってくるのではないかと私自身は感じています。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

更に何か御質問、コメントございますか。

なければ、多くの御意見や質問を出されていますので、根岸課長から回答してください。

根岸在留管理課長 根岸でございます。先生方、様々な御意見、ありがとうございました。

在留資格、特に永住者の在留資格の取消しについて、この世論調査のやり方も含めて様々御意見を頂きました。我々、永住者の取消しを何か今具体的なところまで検討しているわけではありません。ただ、いろいろこういうこともあり得るとということで御意見を聞いたという、今はそういう状況であります。

その中で、先生方の御意見をお聞きしていて、やっぱり我が国としてこの人たちに永住していただくと思って永住を認めて、その人たちはそれまでにもう既にかなり我が国に貢献をしてくださっている、様々な形でそういう方々で更に今後もそれが見込まれるから永住を認めた方々なわけです。その辺は御指摘のとおりだと思います。

そういう方々のいろいろな状況の変化があって、収入が落ちる場合もあるでしょうし、場合によって生活保護になるということも当然ある。それは社会のセーフティネットなわけですから、それは当然な面もあると思います。

仮に、何か取消しの要件に新しいものが追加をされたとしても、それは当然事情というのを見ながらやるということになるのだと思います。現行の在留資格の取消し制度でも、3か月この活動を行っていなかったら取消事由ですよとなっていて、3か月決められた活動を行わなかったことに事情がある場合があります。そういうものについて一律に取り消すわけではありません。いきなり取り消すということはありませんので、そこは当然そういう運用になるんだと思います。もともとその取消し制度をどうするかということがまず最初でありますけれども、仮に何かやる場合にも、そういう事情というものは当然踏まえてやるということにはなるんだろうと思っています。

それから、個別にいろいろ頂いた中で、情報の把握ですね。それは何人かの先生方から御指摘ありましたけれども、正直申し上げて、永住者ですとか、一部やっぱり定住者なんかもそういう面がありますが、我々入管庁として情報を必ずしも正確に把握し切れていない、いろんなその人たちが本当に何をしているんだろうか、永住というものを認めてしまっていますので、やっぱり情報を取るには根拠が必要です。何かそれを要件にして許可をするということであると、その情報を出しなさいと言うこともできますし、

そのために必要だということで関係機関に照会をして入管法に基づいて回答を求めるといこともできます。ただ、許可して何もできないのに何となく知りたいからとか、情報として欲しいからというだけの情報収集はなかなか難しいという実情があります。

なので、先ほどの義務履行のような話も、自治体からこういう話を聞いていますというふうに申し上げるんですが、何%ですというのを今現に我々持っているわけではないです。個々の自治体からこのくらいですという感触的なものはお聞きしている場合がありますけれども、そういうものを積み重ねていきつつ、現実に本当に制度改正をすとなれば、もう少し客観的なものをお示しできるようにならないと、こういう議論というのを深く突き詰めることはできないというのは御指摘のとおりだろうというふうに思っています。

それから、永住許可そのものが厳しくなっているのではないかという指摘をこのお配りした資料のデータから見ると許可率が下がっているように見えることもあり、御指摘を頂いていますが、先ほど口頭で補足させていただいたとおり、昨年で見ますと許可率は上がっています。そういう意味では、何かこう全体として必ずしも厳しくなる傾向という現場感覚は持っていませんし、何か制度的に厳しくしたというわけではありません。先ほどのガイドラインにしても、もともと見るべきものが何のことが分からないところを明示したというもので、義務履行は一体何ですかというので、後から追加で提出を求めたりするよりは、最初からこれ何年分出してくださいというふうに明示をしたという性格ですので、必ずしも厳しくなっているということではないというふうな理解をしています。

ただ、不許可になりますと、同じ人が何度も申請を出されたりするので、同じ人が何回も不許可にカウントされます。許可は1回しかカウントされませんが、そういう傾向は全体としてどの統計でも見られるという面はあるかと思えます。

それから、帰化との関係、滝澤先生からありましたけれども、これは制度の目的自身が違いますので、永住と帰化と要件そのものを完全にすり合わせるみたいなことは当然ながらないのですが、実際に我々永住許可の審査の中で見た内容、それと帰化の審査の中で民事局の方で法務局の審査で見た内容について、情報交換が必要な場合は当然あります。詳細は情報交換の問題で申し上げられませんが、そういうものについては一定の情報交換は行っている面もございます。

それから、統計という意味では、永住者の統計でいうと、帰化された方は出国した人たちと同じで、在留者の中からはだんだん減っていくということになります。下の方の表にありました許可数というのが毎年分在留者の統計にどんどん積み上がるだけではなくて、在留者の統計で見ると新たに許可された人分が翌年増えていって、そこから出国した人あるいは帰化した人などが減っていくというような構図にあります。

それから、日系四世についても色々御指摘を頂きました。数が少ないということですが、4,000人というのも目標なわけではなく、かつ、これは見込んだ数でもありません。何か新しいものをつくるときに、一体どこまでがあるんだという話になり、ワーキングホリデーを参考にしてつくったものでしたので、ワーキングホリデーでその時点で一番多く入っていたのが台湾でして、約4,000人入国があったということで、さすがにそれは超えないということで設定した数です。

ただ、実数としてそう大きい数ではないので、本当にこれでいいのかというのは当然これから検討していかなければいけないと思いますが、現地社会での日系社会からの要望というのは、外務省を通じていろいろお聞きをしています。それを踏まえて検討していきたいと思います。

やはり三世のときのいろいろ反省も我々ありますので、自治体の皆さんに負担ばかりかけるような受入れの仕方というのは当然いけないと思っていますから、受入れの環境整備というものも全部セットで考えていって、その中で要件はどういうふうにしておくのかということを考えていくべきだというふうに思いますので、今後運用をしっかりとしながら、御指摘のあったサポーターがちゃんとやっただいているか、今のところ問題事例は把握していませんが、そういう点もサポーター機能がちゃんとうまくいっているかということも含めて、運用状況を見ながら今後更に何か要件を変えるだとか緩和するだとかというような部分があるかどうか、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

全てに答え切れていないかもしれませんが、取りあえず以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

岡部委員、フォローアップですか。

岡部委員 フォローアップというか、私自身の先ほどの発言について、永住許可の問題を指摘するときに、帰化の話を例えでしたつもりだったのですが、結果として混同される嫌いがあったのではないかと思います。議事録上の訂正ということも含めて、飽くまでその永住許可については永住許可を取る中で本来の目的でない場合があればその情報収集ができるだけ必要だという趣旨だというふうにお取り扱いください。

田中座長 どうもありがとうございました。

4 第7次出入国管理政策懇談会の今後の予定

5 第7次出入国管理政策懇談会報告書の骨子案について

田中座長 それでは、引き続いて三つ目の議題に移りたいと思います。第7次出入国管理政策懇談会の今後の予定についてでありまして、これは近江政策課長から説明してください。

近江政策課長 それでは、議題3の第7次出入国管理政策懇談会の今後の予定ということで御説明をさせていただきます。

本日先ほどの議題2でございますが、永住者の現状についての協議を踏まえまして、こちらで今まで予定しておりました協議事項については全て終了したということで考えてございます。そこで、今後でございますが、報告書の作成に向けた協議を先生方をお願いしたいというふうに考えております。

懇談会の開催についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が、なかなか改善しないという状況ではございますので、本日も全員の先生方ウェブでの参加をいただいておりますけれども、今後案文協議ということもございまして、持ち回りの形式とかいろいろな余り接触しないような形で議論が充実できるような形式をまた田中座長と御相談をさせていただいて、御連絡申し上げたいと思っております。

議題3の今後の予定については以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

その次の報告書の骨子案というのは、今の予定と大変密接に関係しているので、こちらについても今直ちに御説明いただいたらどうかと思います。

近江政策課長 よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。議題3に引き続き御説明させていただきます。

政策懇談会報告書の骨子案についてということでございます。

今回、骨子案を作成いたしました。それに当たっての基本的な方針でございますが、昨年4月に基本計画を入管庁で策定をしております。その際に先生方の御意見をいろいろ頂きまして、基本計画を策定させていただいております。

昨年4月の基本計画におきましては、7次政策懇談会の平成28年9月からの御議論を踏まえた上で反映をしております。今回の骨子案といたしましては、昨年の5月、基本計画策定以後の御議論において頂いた意見を取りまとめてはございます。

昨年の5月以降、様々議論をしていただいております。特定技能の施行状況、受入れ環境整備、留学生・技能実習生、出入国管理、あと在留管理、それで本日の永住ということで、おおむねこの1年少しで入管庁の大体の業務全般については御議論をいただいたというふうに考えておりますので、5月以降の先生方の御意見を取りまとめてみました。

以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ予定の時間でありますので、次回の日程について事務局から説明してください。

事務局 事務局です。

次回の開催予定について説明いたします。

第22回会合につきましては、現在日程の最終調整を行っているところ、本年9月頃の開催を予定しておりますので、追って事務局から開催日時を御案内いたします。

議題につきましては、第7次出入国管理政策懇談会報告書案の案文協議を行いたいと考えております。

事務局からは以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

この予定等については、何か御質問とかございませんか。

よろしいですか。

6 閉 会

田中座長 それでは、これをもちまして第7次出入国管理政策懇談会の第21回会合を終了したいと思います。

本日はどうも御参加ありがとうございました。

- 了 -